

公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 個人情報保護に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、法第 2 条の定義に従うものとする。

- (1) 「個人情報」
- (2) 「個人識別符号」
- (3) 「要配慮個人情報」
- (4) 「個人データ」
- (5) 「保有個人データ」

2 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）については、この規程の対象から除く。

(機構の責務)

第 3 条 機構は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する兵庫県（以下「県」という。）の施策に協力するものとする。

(利用目的の特定及び制限)

第 4 条 機構は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 機構は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第 5 条 機構は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得及び通知等)

第 6 条 機構は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

(要配慮個人情報の取得の制限)

第7条 機構は、法第20条第2項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(第三者提供の制限)

第8条 機構は、法第27条第1項各号に掲げる場合（法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護等）を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(個人データの正確性の確保等)

第9条 機構は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置及び職員の監督)

第10条 機構は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置（組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置）を講じなければならない。

2 機構は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な教育と監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告義務)

第11条 機構は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会令で定めるものが生じたときは、同委員会への報告及び本人への通知を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 機構は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有個人データの開示等)

第13条 機構は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は消去（以下「開示等」という。）を求められたときは、法第33条から第35条までの規定に基づき、遅滞なくこれに対応するものとする。

2 前項の申出の方法、本人確認の手順及び手数料については、理事長が別に定める。

(理由の説明)

第 14 条 機構は、本人から求められた開示等の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(個人情報の訂正)

第 14 条 機構は、前条第 2 項の規定により開示を受けた自己の個人情報について、訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の申出があった場合は、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、これに応ずるものとする。

(苦情の処理)

第 15 条 機構は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。